

令和7年度やまなし農泊強化業務委託に関する募集要項

1 趣旨

やまなし農泊強化事業は、企業等をターゲットとした新たな需要を開拓し、農山村地域の活性化を図ることを目的とし、農泊事業者が作成する「連携プログラム」を磨き上げモデルツアーを実施するもので、法人等から企画提案を募集して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

この募集要項は、公募型プロポーザルを公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務の名称
令和7年度やまなし農泊強化業務
- (2) 業務内容
別紙「令和7年度やまなし農泊強化業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 予算上限額
金6,709,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格

応募できるのは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本業務に類似の業務の経験や専門知識を有していること。
- (2) 本業務の実施に支障がない経営状況にあること。
- (3) モデルツアーの実施に必要な旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けていること。ただし、モデルツアーに係る業務を再委託する場合は、再委託先が当該登録を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (9) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 日程

令和7年7月 8日 (火)	募集開始
7月15日 (火) 午後4時	質問受付期限
7月22日 (火) 午後4時	企画提案書提出期限
7月29日 (火)	企画提案プレゼンテーション審査
8月上旬 (予定)	採択通知・契約締結・業務着手
令和8年3月19日 (木)	業務完了 (業務完了報告書の提出)

5 企画提案応募に関する書類の提出等

(1) 担当部署 (書類提出先・質問受付)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県 農政部 農村振興課 農村整備担当

電話：055-223-1595

FAX：055-223-1622

電子メールアドレス：noson-sink@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書 (様式1) により受け付ける。

①受付期限 令和7年7月15日 (火) 午後4時必着

②質問方法 電子メールアドレス：noson-sink@pref.yamanashi.lg.jp

※電子メールの件名には「やまなし農泊強化業務企画提案質問」と記載すること。

③回答方法 令和7年7月17日 (木) 午後4時までに山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。

④その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

(3) 企画提案書類の提出

① 企画提案書類

本件企画提案に応募する場合は、次の書類を提出すること。

ア 令和7年度やまなし農泊強化業務企画書 (様式2)

イ 組織の概要及び業務実績 (様式3)、パンフレット等

ウ 誓約書 (様式4)

エ 企画提案書 (様式5)

オ 見積書

カ 旅行業登録票の写し

キ 役員等名簿

ク 財務諸表 (直近2期分)

(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細書)

ケ 国税納税証明書 (その3の3) (税務署で交付される様式)

コ 都道府県税納税証明書 (県税に未納がない旨の証明書) 3ヶ月以内に発行された正本 (都道府県で交付される様式)

※既に物品などに係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成14年2月28日山梨県告示第64号) に規定されている物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書 (写) を添付すること。この場合において、上記ウ

及びクの提出は不要とする。

② 提出方法・提出期限・提出場所

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出期限 令和7年7月22日（火）午後4時必着。

ウ 提出場所 山梨県農政部 農村振興課 農村整備担当
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。ただし、最終日（7月22日）は午後4時までとするので注意すること。

※郵送により提出書類を受けた場合には、県から電話で確認の連絡を行うので、郵送後 2日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に連絡がない場合には、県に問い合わせること。

③ 提出部数

各7部（正本1部、写6部）

※①の企画提出書類のイ～クの写し6部は、企画提案応募者名が分からないように印刷すること。

④ 企画提案書類作成上の注意点

ア 本要項及び仕様書の内容に沿って作成すること。

イ 提出書類は、A4版縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは11ポイント程度とする。枚数は、表紙を除きA4版で10ページ以内とする。

ウ 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。

エ 企画提案は、1事業者1案とする。

オ 企画提案の内容について聴取する必要がある場合は、連絡するため対応すること。

カ 提出書類は、返却しない。

6 選定方法等

(1) 選定方法

- ・提出書類とプレゼンテーションにより審査を行う（7月29日(火)を予定）。
- ・選定方法は、別紙「やまなし農泊強化事業業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。
- ・プレゼンテーション審査は、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行う。詳細は企画提案者に別途通知する。
- ・プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。

(2) 審査結果

審査の結果は書面により通知する。なお審査結果に対する問い合わせは受け付けない。

(3) 選定業者数

1者

7 提案の無効に関する事項

次のいずれか一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格のない者が提案したとき。

(2) 提出書類が所定の期日までに整わなかったとき。

- (3) 企画提案に関して、談合や虚偽の提案などの不正行為があったとき。
- (4) 見積額が委託料上限額を上回っているとき。
- (5) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

8 契約の締結について

- (1) 6により選定された業務委託候補事業者と委託契約に関して必要な協議を行い、合意に至った場合には、農林水産省の「農山漁村振興交付金」の交付決定金額の範囲内で、随意契約により契約を締結する。ただし、業務委託候補事業者と協議が整わず契約の見込みがないとき又は契約締結までの間に3の応募資格を満たさなくなった場合は、次点の業務委託候補事業者と契約に向けて協議を行う。
- (2) 本業務は、農林水産省の「農山漁村振興交付金」の採択を受けて実施するため、交付決定がなされなかった場合、又は、交付決定額が減額された場合は、業務委託候補事業者と協議することとする。
- (3) 採用された企画提案の実施に当たっては、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

9 注意事項

- (1) 提出された提案書類は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、開示することがある。
- (2) 提出された書類等は必要に応じて複写して県庁内での検討に使用する。
- (3) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、企画提案書の提出先に連絡する。
- (4) その他の詳細については、契約担当者と打ち合わせの上決定するものとする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部農村振興課 農村整備担当 海平・竹腰
電話：055-223-1595（直通）